

兵庫県公報

令和8年8月21日 金曜日 第747号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区の解散認可（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	3
○ 令和8年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項（伐倒駆除）（治山課）	3
○ 令和8年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項（特別伐倒駆除）（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5

公 告

○ 落札者等の公示（デジタル改革課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	6

病院局公告

○ 入札公告	6
--------	---

公安委員会告示

○ 警備員指導教育責任者講習の実施	11
-------------------	----

告 示

兵庫県告示第858号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年8月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
江井ヶ島土地改良区	令和8年6月8日

~~~~~

### 兵庫県告示第859号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年8月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |          |
|----------|----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日    |
| 上原土地改良区  | 令和8年6月4日 |

~~~~~  
兵庫県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年8月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
蛸草土地改良区	令和8年6月5日

~~~~~  
**兵庫県告示第861号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年8月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 岡土地改良区   | 令和8年5月29日 |

~~~~~  
兵庫県告示第862号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年8月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
味間土地改良区	令和8年6月1日

~~~~~  
**兵庫県告示第863号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年8月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日    |
|----------|----------|
| 大芋土地改良区  | 令和8年6月3日 |

~~~~~  
兵庫県告示第864号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年8月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
市原土地改良区	令和8年6月4日

~~~~~

**兵庫県告示第865号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年8月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日    |
|----------|----------|
| 上八木土地改良区 | 令和8年6月4日 |

~~~~~

兵庫県告示第866号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
令和8年8月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
岩見の里土地改良区	令和8年7月14日

~~~~~

**兵庫県告示第867号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。  
令和8年8月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 千石土地改良区  | 令和8年7月15日 |

~~~~~

兵庫県告示第868号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。
令和8年8月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
農村地域防災減災事業	高丸池	洲本市五色町鳥飼中	令和4.9.16	令和8.5.7	ため池1箇所
同上	次郎池	南あわじ市八木寺内	令和3.9.21	令和8.3.27	ため池1箇所
同上	広田大谷池	同 市広田広田	令和3.11.1	令和8.6.5	ため池1箇所

~~~~~

**兵庫県告示第869号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和8年8月21日



松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

#### 4 命令をしようとする理由

上記 1 (1) の区域の松林において、上記 3 の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、上記 1 (1) の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

- (1) 上記3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 上記3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル（木材チッパーにより破砕する場合にあつては、15ミリメートル）以下となるように破砕すること。
- (3) 上記3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。
  - ア 特別伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。
  - イ 作業現地に立看板などにより、特別伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。
  - ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署（消防署のない地域は市町）及び必要な関係機関と十分連絡等行うこと。
  - エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。
  - オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。
- (4) 上記3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに上記3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、下記(5)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (5) 上記3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに上記3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が上記3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

兵庫県告示第871号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年8月21日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年8月21日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月21日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名  | 道路の区域                                         |    |                  |              |    |
|---------------|-----------------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|               | 区間                                            | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>3 1 2 号 | 姫路市四郷町本郷字見上代382番 1 から<br>同 市四郷町見野字落合851番 2 まで | 旧  | 16.0から<br>16.0まで | 127.0        |    |
|               |                                               | 新  | 16.0から<br>25.0まで | 127.0        |    |

公 告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年8月21日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
グループウェア掲示板クラウド移行業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画部デジタル改革課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年7月30日
- 4 落札者の名称及び住所  
N T T西日本株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 落札金額  
61,490,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年6月19日

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年8月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市喜田二丁目3番10から3番13まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市加佐243番地の1
株式会社ソラシドコンサルティング 代表取締役 塩見真佑
- 3 許可年月日及び許可番号
令和8年3月26日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－16号（7加東）

病 院 局 公 告**入札公告**

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月21日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名
兵庫県立リハビリテーション中央病院 中央監視設備更新工事（以下「本工事」という。）
 - (2) 工事場所
神戸市西区曙町1070
 - (3) 工事概要
工種 電気工事
中央監視設備の更新
 - (4) 施工期間
着工の日から令和9年3月31日（水）まで

- (5) 最低制限価格
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格
無
- (7) 入札方式
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
- (8) 契約締結予定日
令和8年10月上旬予定
- (9) 支払条件
 - ア 前払金 有
 - イ 中間前払金 有
 - ウ 部分払 有履行期間中1回以内とする。
エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定による電気工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が電気工事であること。

エ 法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県神戸県民センター管内に電気工事業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてA等級（社会貢献評価数値40点以上）またはB等級に格付けされていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 兵庫県発注の電気工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、電気工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ロ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和8年8月21日（金）から同年9月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局経営課業務班
電話（078）341-7711 内線76059
Takahiko_Maeda@pref.hyogo.lg.jp

5 設計図書及び提出資料の様式等の交付

(1) 交付期間

令和8年8月21日（金）から同年9月1日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

上記5(1)に同じ。

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 入札説明書等交付申出書兼受領書

イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者にも無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

令和8年8月21日（金）から同年9月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

本工事の入札参加を希望する者全員へ回答書を通知する。

8 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時
令和8年9月15日（火）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館1階入札室
- (3) 入札の方法
上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。
- (4) 入札保証金
免除する。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。
ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
オ 入札書に入札金額、入札者の記名があり、これらと入札内容が分明であること。
カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。
キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。
コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
 なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。
サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
 (ロ) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者
シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。
- (6) 無効とする入札
ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (7) 入札に際しての注意事項
ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。
 なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。
ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。
エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書(封書)を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。
この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
(2) 工事の施工に当たっては、法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）
(3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
(4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
(5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第169号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年8月21日

兵庫県公安委員会
委員長 高見澤 恵美子

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）
(2) 実施期日
ア 新規取得講習
令和8年9月24日（木）から同年10月1日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間
イ 追加取得講習

令和8年9月29日（火）から同年10月1日（木）までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和8年10月1日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和8年8月25日（火）から同月27日（木）までの間（午前9時から午後4時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和8年9月2日（水）から同月8日（火）までの間（対面による申込みにあつては、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係における対面による申請又は電子申請により受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(4) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 申込書1通

(4) 指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受講手数料は、申込書の受付後は返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(4) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166